

2026年4月23日  
 阪神バス株式会社

一般路線バスの運賃改定実施について

阪神バス株式会社（本社：兵庫県尼崎市、社長：城島 和弘）は、本日、国土交通省近畿運輸局に一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出を行いました。つきましては、9月1日（火）付けで下記のとおり運賃改定を実施します。

ご利用のお客さまにおかれましては、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定内容

- (1) 改定日 2026年9月1日（火）
- (2) 平均改定率 4.0%
- (3) 現行・改定運賃（実施運賃）・定期旅客運賃比較表

①普通旅客運賃

現行	改定後
250円区間 (均一制)	<b>260円区間</b> (均一制)
250円	<b>260円</b>

②定期旅客運賃

券種		現行 (8月31日まで)	改定後 (9月1日から)
通勤	1か月	11,250	<b>11,700</b>
	3か月	32,060	<b>33,350</b>
	6か月	60,750	<b>63,180</b>
通学	1か月	9,300	<b>9,670</b>
	3か月	26,510	<b>27,560</b>
	6か月	50,220	<b>52,220</b>
スクールパス※ (SP250)	1学期	30,360	30,360
	2学期	32,590	32,590
	2学期プラス	36,160	36,160
	3学期	23,210	23,210
	学年	89,300	89,300
グランドパス70	1か月	7,200	<b>9,000</b>
	3か月	15,700	<b>20,900</b>
	6か月	29,700	<b>39,600</b>
	年間	53,600	<b>71,400</b>

※スクールパス（SP250）は、現行の価格で当社260円区間の乗車が可能です。

（阪急バス260円区間は乗車できません。）

※PiTaPa登録型割引（1か月定額サービス）は改定後の運賃が適用されます。

## 2 その他

### (1) 乗越精算の収受額変更

乗越精算時の収受額を以下のとおり変更します。

- ・現 行：乗り越し区間の普通運賃額を収受
- ・改定後：券面運賃額と乗車区間の普通運賃額の差額を収受

ex) 260円区間定期で270円区間を利用

現 行：普通運賃額270円収受

改定後：差額10円収受

### (2) 磁気回数カードの取扱い終了（尼崎市内線）

お客さまのご利用状況等を踏まえ、2026年8月末をもって、尼崎市内線のみで利用できる「磁気回数カード」（昼間時間帯特別回数カード「ひまわり」を含む。）の取扱いを終了します。

今後につきましては、ICカード「hanica」をご利用ください。

なお、ご購入済みの磁気回数カードは、2031年4月22日まで払戻しを実施します。

以 上